

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月12日（平成29年（行個）諮問第99号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（行個）答申第118号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定年月日に、特定労働基準監督署に対し、労働基準法24条（未払い賃金）に基づいて申告した特定事業場に関する申告処理台帳及び是正勧告書（控）及び指導内容の一切。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、京都労働局長（以下「処分庁」という。）が平成29年2月16日付け京労発基0216第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求人が特定年月日に、特定労働基準監督署に対し、労働基準法24条（未払い賃金）に基づいて申告した特定事業場に関する申告処理台帳及び是正勧告書（控）及び指導内容の一切についての情報開示を要求いたしましたが、是正勧告及び指導内容については全文黒塗りとなっております。

本件につきましては、最低でも「会社に対して指導があった」という事実が分かるような開示の仕方をして頂きたいと、審査請求を申し出るものであります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち2（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を

維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

(1) 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署において作成された審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした申告処理に係る関係書類であり、本件対象保有個人情報は、別表に掲げる文書番号1ないし5の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書1の申告処理台帳及び続紙の記載のうち、なお不開示とした部分には、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

通番1は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法・処理方針等が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

通番2は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、通番2には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件とし

て任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号口に該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、通番2は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書及び続紙（対象文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

（ア）監督復命書の「参考事項・意見」欄

通番4の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、

当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が請求者に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

通番4の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、請求者が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、通番4の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人

等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、通番5には、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書5）

通番9には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

通番3、通番6、通番7及び通番8については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「本件については、最低でも「会社に対して指導があった」という事実が分かるような開示の仕方をして頂きたく、審査請求を申し出るものであります。」等と主張してその開示を求めているが、上記2(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記2(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年6月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月29日 | 審議 |
| ④ | 同年9月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人が特定年月日に、特定労働基準監督署に対し、労働基準法24条(未払い賃金)に基づいて申告した特定事業場に関する申告処理台帳及び是正勧告書(控)及び指導内容の一切。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、5号及び7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、一部を新たに開示することとするが、別表の3欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の5欄に掲げる部分について

ア 通番2

(ア) 原処分で開示されている部分の記載内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

a 「処理経過」欄の3頁10行目に記載されている、平成28年12月26日に労働基準監督署担当官より審査請求人に経過を伝えた内容は、「処理経過」欄の2頁9行目ないし14行目（2頁10行目1文字目ないし8文字目を除く。）及び17行目ないし3頁7行目の記載内容と同一である。

b 「処理経過」欄の5頁18行目に記載されている、平成29年1月11日に労働基準監督署担当官より審査請求人に伝えた内容は、「処理経過」欄の4頁21行目ないし5頁13行目（4頁24行目及び25行目を除く。）の記載内容と同一である。

c 「処理経過」欄の7頁22行目に記載されている、平成29年1月18日に労働基準監督署担当官より審査請求人に伝えた内容は、「処理経過」欄の5頁25行目ないし最終行（26行目及び27行目を除く。）、6頁9行目ないし7頁13行目（6頁12行目及び13行目を除く。）及び17行目ないし20行目（17行目7文字目ないし19文字目を除く。）の記載内容と同一である。

(イ) 上記(ア)のとおり、別表の5欄に掲げる部分は、担当官から審査請求人に説明している情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番4

8頁の「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄は、当該事業場に勤務する審査請求人には知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番5

当該部分は、面接者の職氏名であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記ア（ア）cにおいて、担当官から審査請求人に説明している情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書きイに該当し、開示すべきである。

エ 通番9

19頁及び200頁の文書は、上記ア（ア）bにおいて、特定事業から受領した旨を担当官から審査請求人に説明している情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

（ア）19頁1行目は文書名であることから、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（イ）200頁は、特定事業場の就業規則の一部であり、当該事業場に勤務している審査請求人には知り得る情報であると認められ、上記ア（イ）と同様の理由により、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（2）その余の不開示部分について

ア 通番1

当該部分には、労働基準監督官の申告処理に係る対応方針が記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番 2 及び通番 4

当該部分には、特定事業場からの聴取内容、特定事業場の対応状況及びそれに基づく労働基準監督署の対応方針等が記載されている。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番 9

当該部分は、特定事業場から提出された文書であり、これらの文書が特定事業場から提出されたことは、審査請求人の知り得ることではなく、これを開示すると、関係事業場の事業者を始めとする各事業者が労働基準監督官に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関の行う検査・指導事務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 14 条 2 号、5 号及び 7 号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の 5 欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条 3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表の 5 欄に掲げる部分は同条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 通番	3 不開示部分	4 該当条文 (法 14 条)	5 開示すべき部分
文書番号	対象文書名	頁				
1	申告処理台帳及び続紙	1 ないし 7	1	1 頁の「完結区分」欄, 7 頁の処理経過 2 3 行目	5 号及び 7 号イ	なし
			2	2 頁の処理経過 9 行目ないし 1 4 行目, 1 7 行目以降, 3 頁の処理経過 1 行目ないし 7 行目, 2 9 行目以降, 4 頁の処理経過 1 行目ないし 6 行目, 2 1 行目以降, 5 頁の処理経過 1 行目ないし 1 3 行目, 2 5 行目以降, 6 頁の処理経過 9 行目以降, 7 頁の処理経過 1 行目ないし 1 3 行目, 1 7 行目ないし 2 0 行目	3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イ	「処理経過」欄の 2 頁 9 行目ないし 1 4 行目 (2 頁 1 0 行目 1 文字目ないし 8 文字目を除く。), 1 7 行目ないし 3 頁 7 行目, 4 頁 2 1 行目ないし 5 頁 1 3 行目 (4 頁 2 4 行目及び 2 5 行目を除く。), 5 頁 2 5 行目ないし最終行 (2 6 行目及び 2 7 行目を除く。), 6 頁 9 行目ないし 7 頁 1 3 行目 (6 頁 1 2 行目及び 1 3 行目を除く。) 及び 1 7 行目ないし 2 0 行目 (1 7 行目 7 文字目ないし 1 9 文字目を除く。)

			3	1 頁ないし 7 頁右下欄外の文字・数字が印字された部分， 2 頁の処理経過 1 5 行目及び 1 6 行目， 3 頁の処理経過 8 行目， 1 7 行目ないし 2 8 行目， 4 頁の処理経過 7 行目及び 8 行目， 5 頁の処理経過 1 4 行目ないし 1 6 行目， 7 頁の処理経過 1 4 行目ないし 1 6 行目	新たに開示	—
2	監督復命書及び続紙	8 及び 9	4	8 頁の「労働組合」欄，「週所定労働時間」欄，「署長判決」欄，「是正期日」欄 1 枠目，「参考事項・意見」欄 4 行目 1 0 文字目以降	3 号イ及びロ， 5 号並びに 7 号イ	8 頁の「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄
			5	8 頁の「面接者職氏名」欄	2 号	全て
			6	8 頁及び 9 頁欄外右下の文字・数字が印字された部分， 8 頁の「完結区分」欄，「家内労働委託業務」欄，「監督重点対象区分」欄，「特別監督対象区分」欄，「技能実習生」欄，「不法就労者」欄，「E P A」欄，「その他外国人」欄，「最も賃金の低い者の額」欄，「参	新たに開示	—

				考事項・意見」欄 3 行目ないし 4 行目 9 文字目， 9 頁の上記 ①以外の部分		
3	労働相 談に係 る文書	1 0 及び 1 1	7	1 0 頁の欄外最下 部， 1 1 頁の欄外右 上， 項 8 及び項 1 0	新たに開 示	—
4	審査請 求人が 提出し た資料	1 2 ない し 1 8	8	1 2 頁及び 1 3 頁	新たに開 示	—
5	特定事 業場か ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	1 9 ない し 2 1 7	9	対象文書全体	3 号イ及 びロ， 5 号並びに 7 号イ	・ 1 9 頁 1 行目 の文書名 ・ 2 0 0 頁

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号 1 ないし文書番号 5 の 1 枚目ないし 2 1 7 枚目に 1 ないし 2 1 7 頁と付番したものを「頁」として記載している。